



株式会社かんぽ生命保険(東京都千代田区、取締役兼代表執行役社長 植平光彦)は、2017年10月2日(月)より、“医療特約 その日からプラス”の販売を開始します。

<主なポイント>

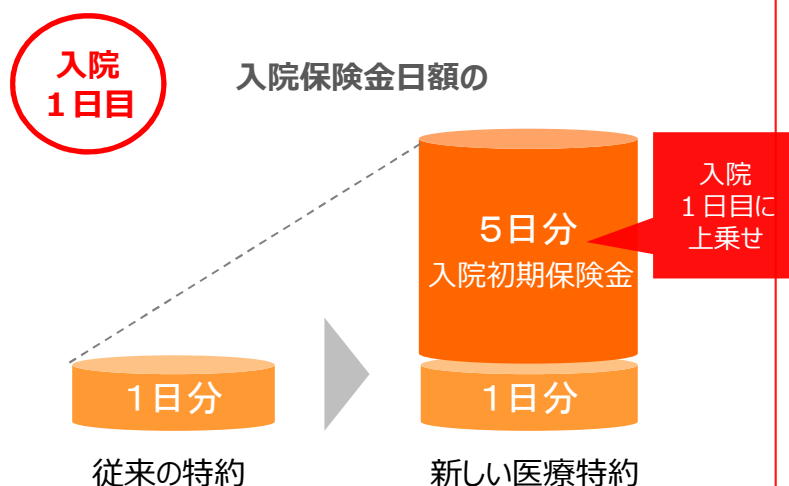
ポイント① 入院保障

入院1日目に保障を上乗せ

入院保険金に加え、入院1日目に入院初期保険金として、入院保険金日額の5日分を上乗せ*

日数の短い期間の入院であっても、入院初期の費用にしっかり備えることができます。

※医療特約I型を付加した場合にお支払いします。入院初期保険金のないII型もあります。



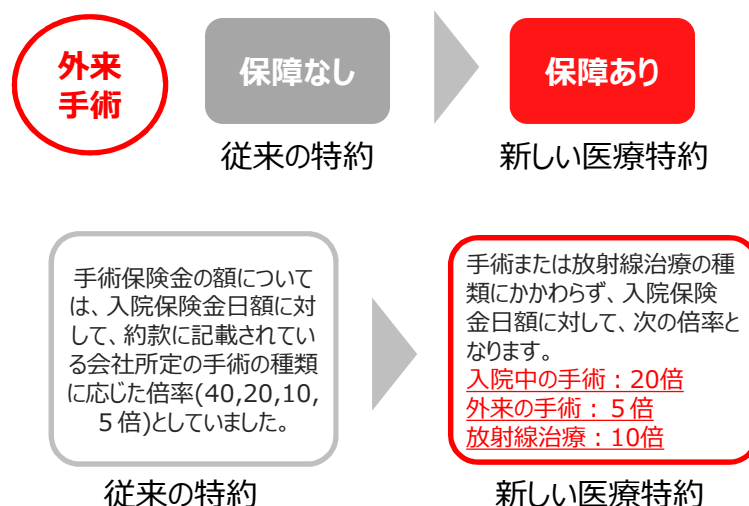
ポイント② 手術保障

外来の手術も保障

入院中の手術に加え、外来の手術も保障(放射線治療も保障します。)

また、お支払いする金額についても、お客さまにとってわかりやすくしました。

手術または放射線治療の種類にかかわらず、入院保険金日額に対し、
入院中の手術：20倍 / 外来の手術：5倍 / 放射線治療：10倍の額をお支払いします。



ポイント③ 返戻金

終身保険に特約を付加するときは、解約返戻金のある「解約返戻金低減型」または解約返戻金をなくすことで月々の保険料を抑えた「無解約返戻金型」のいずれかをお選びいただけます。

※養老保険など有期の基本契約に特約を付加するときは、解約返戻金低減型や無解約返戻金型ではない、通常の解約返戻金の特約となります。

基本契約

特約



解約返戻金低減型

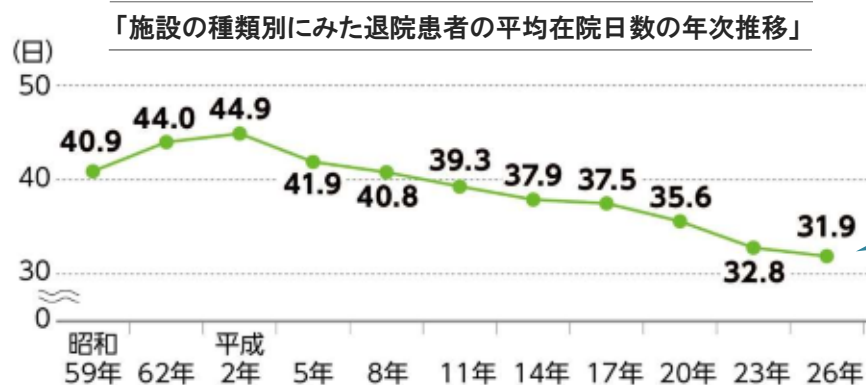
または

無解約返戻金型

いずれかを選択

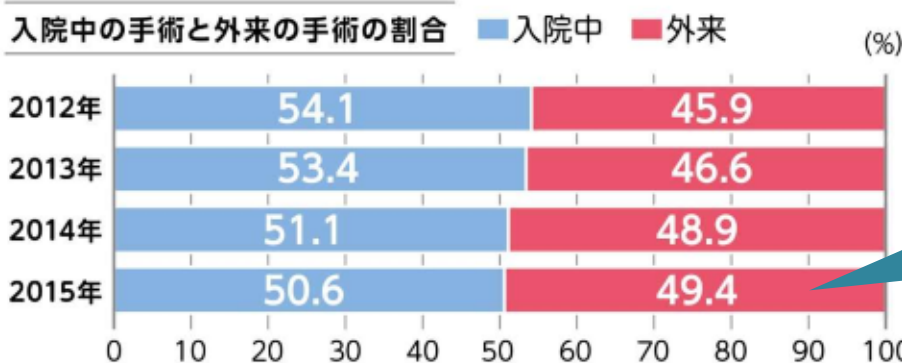
開発の背景

近年、医療技術の進歩により、平均入院日数は短期化傾向にあり、また、手術については、約半数が、入院を伴わない外来の手術として実施されています。



平均入院日数は短期化の傾向

資料：厚生労働省「平成26年(2014)患者調査の概況」より「施設の種別別にみた退院患者の平均在院日数の年次推移」の「総数」を掲載
注：1) 各年9月1日～30日に退院した者を対象。2) 平成23年は、宮城県、石巻医療圏、気仙沼医療圏および福島県を除いた数値

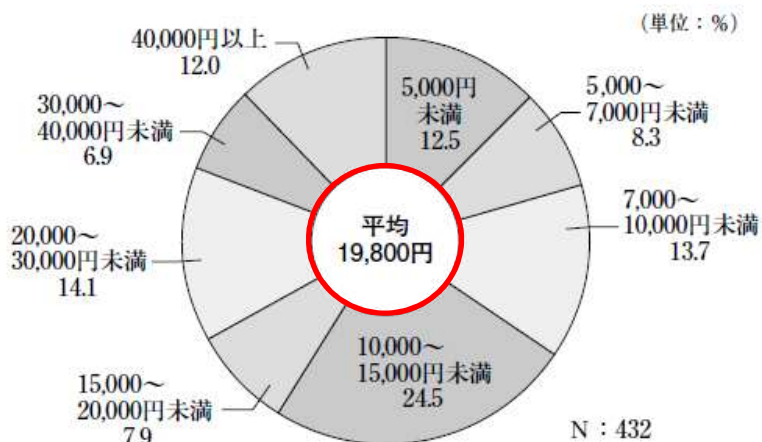


約半数は、入院を伴わない外来の手術として実施

資料：厚生労働省「社会医療診療行為別統計(調査)」を基に、同資料中の「入院」を「入院中」、「入院外」を「外来」とかんぼ生命が加工して作成

一方、「直近の入院時の1日あたりの自己負担費用」は平均19,800円とされており、短期の入院であっても、入院準備時の諸費用等が発生します。

「直近の入院時の1日あたりの自己負担費用」



入院1日あたりの自己負担は平均19,800円。短期の入院の場合でも、入院初期の費用は発生

資料：公益財団法人 生命保険文化センター「平成28年度 生活保障に関する調査」

* 治療費・食事代・差額ベッド代に加え、交通費(見舞いに来る家族の交通費等も含む)や衣類、日用品などを含む。高額療養費制度を利用した場合は利用後の金額。

このような入院日数の短期化や外来の手術の増加など、医療環境の変化に応じたお客さまの医療保障ニーズにお応えするため、入院初期の費用に手厚く、外来の手術も保障対象にするなどの見直しを行った“医療特約 その日からプラス”を開発しました。

商品の名称	無配当傷害医療特約 ケガ	無配当総合医療特約 病気・ケガ				
商品の特長	不慮の事故でのケガにより3年以内に入院、手術、放射線治療をした場合、入院保険金、入院初期保険金(※)、手術保険金、放射線治療保険金をお支払いします。	病気や不慮の事故でのケガにより入院、手術、放射線治療をした場合、入院保険金、入院初期保険金(※)、手術保険金、放射線治療保険金をお支払いします。				
保険期間	この特約の契約日から基本契約の保険期間の終期または年金支払期間の終期まで					
保険金額	ご加入できる特約基準保険金額の範囲 100万円～1,000万円 (この特約を付加する基本契約の保険の種類などにより異なります。)					
お支払い する内容 (保険金をお支払い する主な事由など)	入院保険金	入院1日当たり特約基準保険金額の1.5/1000に相当する金額(以下「入院保険金日額」といいます。)の入院保険金をお支払いします。				
	入院初期保険金	入院保険金を支払われる入院をしたとき、入院1回につき、入院保険金日額の5倍に相当する金額の入院初期保険金をお支払いします。(※)				
	手術保険金	公的医療保険制度の医科診療報酬点数表で手術料の算定対象となる手術または先進医療に該当する手術を受けたとき、次に相当する金額の手術保険金をお支払いします。 入院中の手術 入院保険金日額の20倍 外来の手術 入院保険金日額の5倍				
	放射線治療保険金	公的医療保険制度の医科診療報酬点数表で放射線治療料の算定対象となる放射線治療または先進医療に該当する放射線照射・温熱療法を受けたとき、入院保険金日額の10倍に相当する金額の放射線治療保険金をお支払いします。				
	特約保険料 払込期間	<table border="1"> <tr> <td>保険期間が有期の特約</td> <td>この特約の契約日から基本契約の保険料払込期間の満了の日まで</td> </tr> <tr> <td>保険期間が終身の特約 (解約返戻金低減型)</td> <td>この特約の契約日から被保険者が95歳に達する日の前日まで</td> </tr> </table>		保険期間が有期の特約	この特約の契約日から基本契約の保険料払込期間の満了の日まで	保険期間が終身の特約 (解約返戻金低減型)
保険期間が有期の特約	この特約の契約日から基本契約の保険料払込期間の満了の日まで					
保険期間が終身の特約 (解約返戻金低減型)	この特約の契約日から被保険者が95歳に達する日の前日まで					
保険料 (経路)	基本契約と同じ					
配当金	契約者配当金はありません。					
返戻金	<p>・ご契約を解約した場合などにお支払いする返戻金の額は、ほとんどの場合、お払い込みいただいた特約保険料の合計額より少なくなります。また、まったくない場合もあります。</p> <p>・解約返戻金低減型の特約は、特約保険料払込期間満了後の返戻金の水準を低く設定しており、経過期間に応じて低減していき、100歳時点で返戻金の額が0円になります。</p> <p>・無解約返戻金型の特約は、特約の返戻金はありません。</p>					

(※) I型の医療特約の場合にお支払いします。II型の場合は、入院初期保険金のお支払いはありません。

- 無配当傷害医療特約および無配当総合医療特約には、入院初期保険金のあるI型と入院初期保険金のないII型があります。
- 特約保険金の支払額の合計額は、特約ごとに、特約基準保険金額が上限です。
- ご契約者または被保険者の故意によるものなど、特約保険金をお支払いできない場合があります。
- 病気または不慮の事故でのケガを要件とする保険金のお支払いなどは、原因となった病気または不慮の事故が責任開始前に生じたもの場合は原則として対象となりません。
- お支払いの対象外の手術、放射線治療があります。

特約保険料例（月額保険料）

養老保険に医療特約を付加したとき

保険期間・保険料払込期間：10年、月払い・口座払込み、I型（入院初期保険金あり）、
特約基準保険金額300万円

男性		
加入年齢	無配当傷害 医療特約	無配当総合 医療特約
30歳	210円	990円
40歳	210円	1,260円
50歳	240円	2,010円
60歳	300円	3,510円

女性		
加入年齢	無配当傷害 医療特約	無配当総合 医療特約
30歳	120円	1,530円
40歳	150円	1,290円
50歳	180円	1,590円
60歳	300円	2,490円

終身保険に医療特約を付加したとき

保険期間：終身、月払い・口座払込み、I型（入院初期保険金あり）、特約基準保険金額300万円

解約返戻金低減型の特約

特約の保険料払込済年齢：60歳（加入年齢60歳の場合は70歳）

男性		
加入年齢	無配当傷害 医療特約	無配当総合 医療特約
30歳	810円	8,010円
40歳	1,140円	11,820円
50歳	2,130円	23,040円
60歳	2,220円	24,930円

女性		
加入年齢	無配当傷害 医療特約	無配当総合 医療特約
30歳	1,170円	7,350円
40歳	1,740円	10,530円
50歳	3,420円	20,370円
60歳	3,780円	21,600円

無解約返戻金型の特約

特約の保険料払込済年齢：95歳

男性		
加入年齢	無配当傷害 医療特約	無配当総合 医療特約
30歳	300円	2,580円
40歳	330円	3,270円
50歳	420円	4,350円
60歳	510円	5,880円

女性		
加入年齢	無配当傷害 医療特約	無配当総合 医療特約
30歳	360円	2,580円
40歳	450円	3,030円
50歳	630円	3,840円
60歳	870円	5,160円

○特約保険料は、ご加入される特約の特約基準保険金額、年齢、性別、契約日などによって異なります。

従来の特約「入院特約 その日から」^(※1)と新しい医療特約「医療特約 その日からプラス」の違い

	入院特約 その日から ^(※1)	医療特約 その日からプラス
商品の名称	無配当傷害入院特約 ケガ	無配当傷害医療特約 ケガ
	無配当疾病傷害入院特約 病気・ケガ	無配当総合医療特約 病気・ケガ
商品の特長	次について保障する特約です。 入院 ⇒ 入院保険金 長期入院 ⇒ 長期入院一時保険金 手術 ⇒ 手術保険金 (手術には一部の放射線治療を含みます。)	次について保障する特約です。 入院 ⇒ 入院保険金 ⇒ 入院初期保険金 (※2) 手術 ⇒ 手術保険金 放射線治療 ⇒ 放射線治療保険金
お支払い する内容 (保険金をお支払い する主な事由など)	入院保険金 特約基準保険金額の1.5/1000 日帰り入院から保障 1の病気(別の病気でも因果関係のある病気は 1の病気とみなします)または1の不慮の事 故でのケガごとに120日分を限度	特約基準保険金額の1.5/1000 日帰り入院から保障 病気または不慮の事故でのケガごとに 120日分を限度
	入院初期 保険金 取り扱いなし	入院保険金が支払われる入院をしたとき、 入院1回につき 入院保険金日額の5倍 に 相当する金額の入院初期保険金をお支払 いします。(※2)
	手術保険金 入院保険金日額の 40倍、20倍、10倍、5倍 手術の種類により、会社所定の倍率 を適用(入院を伴うものに限ります。 また、一部の放射線治療を含みます。)	入院保険金日額の 20倍、5倍 入院中の手術は一律20倍 外来の手術は一律5倍 放射線治療保険金 入院保険金日額の 10倍
	長期入院 一時保険金 1の病気または1の不慮の事故での ケガによる入院の日数が120日となっ た場合、特約基準保険金額の30/ 1000に相当する金額の長期入院一 時保険金をお支払いします。	取り扱いなし
特約保険料 払込期間	この特約の契約日から基本契約の保険料払 込期間の満了の日まで	保険期間が有期の特約または解約返戻金低減型の特約 この特約の契約日から基本契約の保険料払 込期間の満了の日まで 無解約返戻金型の特約 この特約の契約日から被保険者が95歳 に達する日の前日まで
返戻金	[解約]返戻金あり [死亡]返戻金なし	保険期間が有期の特約または解約返戻金低減型の特約 [解約]返戻金あり [死亡]返戻金あり 無解約返戻金型の特約 [解約]返戻金なし [死亡]返戻金なし

(※1) 2017年10月2日(月)「医療特約 その日からプラス」の販売開始に伴い、従来の特約「入院特約 その日から」は販売を停止します。
(※2) I型の医療特約の場合にお支払いします。II型の場合は、入院初期保険金のお支払いはありません。

2015年10月1日以降を契約日とする「入院特約 その日から」にご加入されているお客さま

ご加入されている基本契約はそのままだに、現在ご加入されている「入院特約 その日から」を「医療特約 その日からプラス」(無解約返戻金型を除く)に切り替えることができます(切替には手続きが必要です(自動に切り替わりません。))。また切替には所定の条件があります。)

この資料は2017年10月2日(月)より販売を開始する商品の概要を説明したものであり、保険募集を目的としたものではありません。ご契約のお申し込みの際には、お客さまにご説明・お渡しする「契約概要」「注意喚起情報」「ご意向確認書」の内容を必ずご確認ください。また、保険金の支払事由やお支払いに際しての制限事項についての詳細などは、ご契約に伴う大切な事柄を記載した「ご契約のしおり・約款」を冊子またはかんぽ生命のWebサイトにてご提供しますので、必ずご確認ください。